

平成 2 1 年度

第 5 回東京都食品安全審議会検討部会

日 時：平成 2 1 年 1 0 月 6 日（火）午前 1 0 時～

場 所：東京都庁第一本庁舎北側 3 3 階 特別会議室 N 1

午前9時59分開会

【廉林食品監視課長】 予定されている委員の方がそろいましたので、これから平成21年度第5回東京都食品安全審議会検討部会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変忙しいところ、またこの雨の中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私、福祉保健局健康安全部食品監視課長の廉林でございます。7月に異動になりまして、部会委員の方には今日初めて御挨拶いたします。どうぞよろしくお願いいたします。丸山部会長に進行をお願いするまでの間、司会を務めさせていただきます。

まず初めに、委員の出欠状況を確認させていただきます。東京都食品安全審議会規則第6条に基づきまして、定数を満たすためには過半数の出席が必要でございます。今日は、関澤委員が急遽所用が入ったということで御欠席の連絡をいただいております。それから、廣瀬委員につきましては、所用で少し遅れるとの御連絡をいただいております。9名のうち現在7名の御出席をいただいておりますので、定足数を満たしていることを御報告いたします。

それから、8月に開催いたしました審議会でも御紹介いたしました、東京都事務局職員も一部異動で変わっておりますので御紹介させていただきます。お手元の事務局名簿を御覧ください。まず、健康安全部長が鈴木部長に変わりました。

【鈴木健康安全部長】 よろしく申し上げます。

【廉林食品監視課長】 それから、もう一人、産業労働局の柴田食料安全室長も変わっております。所用で遅れておりますため、参りましたらまた御紹介させていただきます。そして、私、廉林が変わりました。改めてよろしくお願いいたします。

それでは、丸山部会長に審議の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

【丸山部会長】 それでは、ただ今から議事に入らせていただきます。

8月26日に開催されました食品安全審議会におきまして、7月13日の第4回検討部会で取りまとめた中間のまとめについて御報告いたしました。ここでは、この検討部会から出された案につきまして、概ね御了解いただいたと思っております。そこで委員の方から幾つかの御意見をいただきました。本日は、その御意見によって修正した部分、さらに事務局でもって文言修正などを行ったものについて議論いただきたいと思います。それでは、本日の資料について、事務局からお願いいたします。

【廉林食品監視課長】 まず、今日特に資料としてはお配りしておりませんが、8月26日の審議会におきまして、部会でまとめていただきました中間のまとめについて色々御検討いただきましたが、その状況について簡単に御報告いたします。

計画に反映させるべき意見もございましたが、要望、質問等々ございました。項目としては20件ほどございました。中には、例えば、宅配専門の事業者などが増えているのではないかと。そういった場合の移動中の温度管理など衛生管理が心配である。そうした業態変化にも随時対応してほしいというような御要望。また、生に近い食肉を提供している飲食店も増えているが、そうした指導もしてほしいという御要望もございました。これらにつきましては、私どもの今の監視指導体制であるとか、あるいは事業の取組について御説明して了解を得たところでございます。

それから、今回、海外情報の収集というのも計画の中に書いてございますが、これらについても非常に重要である。具体的にはどういう方法を考えているのかというような御質問もございました。これについても、今、別途検討をしているところですのでお答えをして御了解を得たようなところでございます。

続きまして、具体的な意見等につきまして、それに基づいての修正と、それから今部会長からもお話がありました、事務局から修正について御提案させていただきたい内容について御説明させていただきます。

【佐藤食品安全担当係長】 資料1と資料2を用いまして御説明いたします。

ただいま廉林から食品安全審議会での御意見、御要望について御説明いたしました。計画に関するものとしましては、資料1に御用意いたしました主に3点にまとめてございます。

1点目が、東京都の信頼も高めなければならない。そのためにも都民の健康を大事にしているということを確認に伝えるべきである、という御意見です。こちらに関しては、そもそもこの食品安全推進計画は食品安全条例の下に作られているもので、食品安全条例の目的は「現在及び将来の都民の健康保護を図る」ということが明記されております。これを計画の中にも記載したいと考えております。

対応といたしましては、資料2の2ページを御覧ください。第1節の2の「計画の基本的視点」に食品安全条例の目的も明記いたしました。追記した部分は、「食品の安全を確保することにより、現在及び将来の都民の健康保護を図ることを目的とし」という部分で、条例の目的を改めて付け加えております。

また、もう1カ所、30ページですが、第4章「計画の実施に向けての考え方」の最後の部分に、「このことにより、食に対する都民の不安を解消し、信頼を確保する」と目的を書いておりましたが、それに加えまして、「条例の目的である現在及び将来の都民の健康保護を図る」ということを明記してございます。

2点目は、事故米穀の不正流通の事例が課題の中で書いてございますが、食品事業者のコンプライアンス意識の向上として整理してございました。そこについて、事故米穀の件に関しては、行政の責任も非常に大きいと感じる、行政の責任についてもどこかに記述できないかという御意見をいただきました。こちらに関しましては、5ページの課題3「健康危機発生時の迅速な対応」に、「事故米穀の不正流通問題では、事業者倫理だけでなく、監視指導など行政のあり方が問われることとなった」ということで挙げております。また、こちらに加えまして、「食品の安全を確保し都民の健康を守るため、都は効果的に施策を推進し責務を果たしていかなければならない」と行政の役割について追加しております。

3点目ですが、18ページの第3章に東京都の基本施策の一覧を出しております。施策の総合的な体系と20ページ以降に基本施策の概要をお示ししているのですが、数も膨大で内容が分かりにくい、何か工夫した方がよいのではないかと御意見をいただきました。これに関しましては、まず、従来の計画にもつけておりました用語説明を追加いたしました。また、19ページの図を御覧いただきたいのですが、前回までの中間のまとめの段階では、一番左側に「施策の柱」とありまして、真ん中の部分を「課題」と整理しまして、その中で基本施策が48ありますということで御説明してござい

した。しかし、施策の柱と基本施策の間をつなぐものに「課題」が入ることでより分かりにくくなっておりますので、「課題」という言葉を排除いたしました。合わせて、18ページの説明部分でも、「施策の柱に基づいて体系化する」として「課題」という言葉を削除しております。

また、20ページを御覧ください。これまでは、「施策の柱」として、例えば1番は、「事業者の自主的衛生管理の推進」として基本施策を1番から7番まで挙げていたのですが、これに関しては概要が分かるように簡単に説明を加えた方がより都民の方もイメージがしやすいのではないかとということで、それぞれのグループにつきまして説明を加えることにいたしました。下線の部分でございます。

以上が、第1回審議会における主な御意見に対する対応です。

また、この中間のまとめを事務局の中でもう一度精査いたしまして、文言修正などを行っております。そちらの部分を御説明いたします。

まず、「はじめに」の部分ですが、これまで検討部会から食品安全審議会への報告という形でまとめていただいております。今回は、審議会から東京都への答申という形で書き変えております。

次に、3ページ目を御覧ください。【食品の「安全」と「安心」の考え方】というコラムのようなものを載せております。第3回検討部会までは同じように載せており、その後用語説明に含めることを検討しておりました。しかし、検討部会でもこのことについては議論いただいておりますし、答申の中で整理しておくべきものではないかと考えましてこちらに改めて載せております。なお、現在の計画にもこの内容は載せておりますが、言葉を少し変えております。具体的に変えたのが、6行目の「健康への悪影響の可能性が許容可能な水準までに抑えられている状態」という部分です。現在の計画では、「悪影響の可能性が最小限まで抑えられている」という書き方でしたが、国民生活審議会では「安全の考え方」として整理されておりました「許容可能な水準までに抑えられている状態」という言葉に変えております。

次に、16ページを御覧ください。こちら簡単な文言修正です。戦略的プラン8、食品表示に関する知識の普及と適正表示の推進ですが、こちらは、9月前に検討をしておりましたが、消費者庁が9月に設置されましたので修正しております。

次に、19ページです。これまで48の基本施策を挙げておりましたが、再度精査いたしまして、20番に「と畜場における食肉の安全確保」を追加しております。これまで、23番「広域流通食品に対する監視」として整理しておりましたが、「と畜場における食肉の安全確保」は、と畜場法という異なる法律に基づいておりますし、食肉の生産と流通の間をつなぐ大事な施策ではないかと考えまして追加いたしたいと考えております。具体的な記載は、23ページでございます。と畜検査は福祉保健局が行っておりますが、食肉市場の運営は中央卸売市場が行っているため、両局を記載しております。概要では、食用となる牛豚等について、生きていた段階から枝肉になるまでの各段階で、獣医師の資格を持つと畜検査員が1頭ごとに検査をし、疾病を排除するという食肉検査の部分と、衛生的なと畜解体作業により食肉の安全確保を図るという食肉の解体作業についての両方を記載しております。

もう一点が、26ページの基本施策39「都民・事業者が意見・要望を申し出る機会の確

保」です。こちらは、「消費生活条例に基づく申出」と、「都民の声制度を活用し」という内容を記載しておりました。現計画を策定した際には、都民の方からの提言、御意見、御要望を受け付ける窓口として、「都民の声」制度で都庁全体のものを一元的に行っていたのですが、その後、各局におきまして同じような窓口を設置しております。そこで、このような広い書き方に変えております。

また、後段のパブリックコメントに関しましては、基本施策38にも記載しており重複いたしますので、削除したいと考えております。内容については以上です。

今回、用語解説を含む付属資料を新たにつけさせていただいております。用語解説につきましては現計画にも載せていますが、法令改正のあったものなどについて、改めて加筆をしております。その他にも、例えば、41ページ、「都における食品衛生監視の体制」では、これまで八王子市も東京都が監視などを行っていましたが、平成19年より保健所設置市に変わりましたので、その部分を変えております。また、学術用語の関係では、42ページ、「カンピロバクター」や「カドミウム」という言葉を新たに載せております。そして、44ページのダイオキシン類は、5年前と状況が変わっておりますので、それを踏まえた言葉の修正を行っております。

47ページ以降には、条例や施行規則等を載せております。以上でございます。

【丸山部会長】 どうもありがとうございました。

第4回検討部会までの審議を踏まえ、中間のまとめとして親会に報告したわけですが、そこで出された意見とそれに対して事務局で修正いただいたものを説明いただきました。今日お配りしてある資料2で、変えたところはすべてアンダーラインで示してございます。今説明いただいたことにつきまして、何か御意見、御質問がありましたらいただきたいと思っております。矢野委員、どうぞ。

【矢野委員】 前回の審議会で、今回の意見のまとめには項目として入っていなかったのですが、食中毒に関して委員から意見が出されたと思っております。飲食店の指導や医師との連携、または保健所との連携や係わり方について、仕組みはできているということは説明いただきましたが、原則どおり十分機能しているとは言えなかったのではないかと、という御意見だったように私は受けとめました。出来上がっている仕組みが十分機能するための確保体制というのを今回の計画ではどのあたりで対応できているのか、御説明いただければと思っております。

【廉林食品監視課長】 前回の冒頭だったと思っております。実体験ということでお話ありがとうございました。それにつきましては、例えば係長会などの場で情報提供をしますとお答えさせていただきました。今日のこの時点ではまだ行っていないところですが、状況を確認する予定でおります。

その仕組みにつきましては、基本施策の中の、特に28ページの47番にございます。今回は、区との関係もございましたが、それぞれの地域を管轄する自治体である、特別区、八王子市、それから多摩地域は都の保健所が、食中毒のおそれがあるような情報、我々は有症苦情と言っておりますが、有症苦情を探知した場合には、まずその状況を確認する。調査する。それから、他自治体で製造された食品が原因と疑われる場合であれば、その自治体に連絡をして調査をしていただく。そして、他に症状を呈しておられる方がいるかどうかを調査する。そういったことを調べて、この食品が原因

ではないかという疫学的な部分と、実際に残品等がありましたら食中毒を起こすような菌がいるかどうかの検査を行って、総合的に状況を調べる。これは通常のやり方で、日常的に行っていることなのでございます。

ただ残念ながら、時間が経つと、例えば食品の残品などの証拠のようなものが既がないなどの状況が多く、すぐに調査できれば分かったかもしれないケースでも原因が追求できない、分からないままに終わってしまうという場合がございます。いずれにしても、今申しました調査などの流れは基本原則でございます。個別の事例については確認する予定であります。

【丸山部会長】 矢野委員、いかがでございますか。具体的にここはこういうふう  
に修正した方がいいという御意見がもしおありでしたら手を挙げていただければと思うのですが。

【矢野委員】 仕組みが整っていること自体は十分承知していますが、十分機能していなかったのではないかと受け止めました。そうした機能していない場合のチェック体制みたいなものは、計画のどこで対応できているのだろうかということです。

【廉林食品監視課長】 これはお答えする形にならないかもしれませんが、例えば基本施策46番があります。少し広いものにはなりますが、今、食品流通は非常に広域化しておりますし、この間、食中毒関係でも腸管出血性大腸菌0157の事例で全国的な展開をした例もございます。そこで、他自治体、特に首都圏の自治体との色々な情報交換のなかで、自治体間での連絡体制などをテーマにして、どういう形で、どういうタイミングでお互いに情報交換をしよう、ということなどを話し合う場を定期的に持っております。また、都と特別区の間では、特別区保健所の係長級職員が集まる会議が月に1回ございますので、そこに都職員が行き、食中毒関係だけではございませんが、情報交換ができるような仕組みがございます。

【丸山部会長】 したがって、今の矢野委員からの御質問、あるいは審議会で出された意見というのは、基本施策46で対応ができているということでございますね。

【廉林食品監視課長】 はい。チェック機能ということではありませんが、この仕組みの中でお互いに反省点を共有化するといいますか、そういう場としても機能していると御理解いただければと思います。

【丸山部会長】 関連して、林委員、どうぞ。

【林委員】 46番は自治体間の連携の話ですよ。ですから、1自治体内でうまくできていなかったらこれに該当しないということになります。私が思うのは、苦情の申出があった場合に、それをきちんと処理するとか、あるいは苦情があったことがきちんと報告されて公表されるているか、ということのチェック機能をどこかに持たせる。そういうことが必要なのではないかと思います。

【丸山部会長】 林委員、46番でその全てを読むことはできないですよ。

【林委員】 そうです。ですから、どこかに明文で立てたらいかがかなと思います。

【廉林食品監視課長】 26ページの基本施策40が苦情も含めました相談への対応になります。食中毒の端緒も、元々が相談という形で来ます。こと食品に関しては、生活文化スポーツ局の窓口もそうですし、保健所ですとか、直接都庁に電話がかかってくることもございます。どこの窓口であっても、申出をいただければ必ず対応すると

というのが原理原則でございます。そういう意味で、これをさらにチェックするというのは非常に難しいかと思えます。

【丸山部会長】 関連して、加名生委員、どうぞ。

【加名生委員】 仕組みや対応などということの前に、私はこの間の審議会で食中毒の話聞いた時に、何点か疑問に思いました。まず、あのお話が本当に食中毒であったかどうか、立件するのはとても難しいかなと思ったのです。1つの御家族だけで症状が出ている。本人はカンピロバクターだと思ったところ、いずれ時間が経ってカンピロバクターが検出された。だけれども、果たして本当にその焼鳥屋でカンピロバクターに感染したのかどうかということを実証できるものは何もなかったような気がするのです。ひょっとしたらどこかで、お子さんとお母さんだけが何か触れたものがあったのではないかと。食中毒というのは、ある程度の人数が発生して初めて食中毒になると私は思っています。1つの家庭だけがお腹の具合がおかしくなったということで保健所に行ってもすぐに調べてもらえるということが、むしろ驚きました。同じところで食べて症状が出たという報告が、ある程度いくつかのところからあれば初めて行政が立ち上がるという仕組みなのではないかと思ったのです。私は、先日の事例がその焼き鳥屋が原因の食中毒だったかどうかというのは極めて分からないと思えます。

【丸山部会長】 食中毒の認定についての御質問ですが、これは今まで非常にたくさん事例があり、経験を積んで、それこそ仕組みはきちんとできていると思えますが、認定ということについて御説明いただいた方がいいかと思えます。

【廉林食品監視課長】 特に家族内の食中毒というのもございます。飲食に起因しての健康被害を食中毒といいます。例えば、おにぎりを自分で作って家族が食べ、家族5人のうち2人が具合が悪くなったとしてもそれは食中毒です。要は、因果関係と申しますか、その食品が原因であるということがはっきり分かれば食中毒になるのです。また、複数のところで大きく被害が起こらないと行政が動かないということはありません。ただ、今加名生委員がおっしゃったように、時間が経ってしまうと調査が難しくなるために原因を追求することが非常に難しくなります。

先日御質問があった件については、申出された時の職員の接遇にも問題があったのかもしれないと感じております。また、お申出いただいた内容がおっしゃるとおりだったかもしれないのですが、かなり時間を置いてからのお申出ですと、それを調査する術が非常に難しいというのは事実だと思えます。

今、複数の場所に出ないと行政は動かないのではないかと、というお話がございました。先ほども例示で申しましたが、先日、成型肉が原因の腸管出血性大腸菌0157の食中毒がありました。成型肉は、ある程度ブロックになった肉を集めてステーキのようにしたものですので、中の方まで十分に加熱するように指導されているものです。先日の事例は、ある1カ所で処理、加工した成型肉が全国展開しているお店に配送されたという事例でした。この事例では、発症者は、各自治体でそれぞれ1人、2人でした。実は、都でも1件1人でした。つまり、因果関係の証明が1つの自治体だけでは非常に難しい事例だったわけです。ですが、他の自治体でも同じような事例が起きている。それを厚生労働省で情報を集め、検出された菌のタイプが同じかどうかを検査したのです。結果、同じタイプだったため、地域としては非常に広がっていますが、

何力所かで同時に起きた、同じものを原因とする食中毒であったということが科学的に証明されたのです。そこで、報道発表して注意喚起をしたという経緯があります。

今おっしゃったように、人数が少なければ動かないとか、あるいは食中毒ではないということではありません。ただ、因果関係を証明するのが非常に難しくなるということではございます。

【丸山部会長】 苦情処理対応のチェック機能をどうするかということですが、この26ページの基本施策40に当たると思います。この部分に、今の御意見のようにチェック機能までどうするかということまで盛り込むのは大変難しいかと思うのですが、苦情処理対応について、40番の内容をもう少し具体的に記載を工夫するということは検討いただけますでしょうか。

【廉林食品監視課長】 はい。今御議論いただいているのは40番のところだろうと思いますので、案を改めて考えさせていただきたいと思います。

【丸山部会長】 関連して、廣瀬委員。

【廣瀬委員】 食中毒調査や苦情対応というのは、特に保健所でいえばいわゆる生命線の仕事だと思うのです。それがあって初めて健康・安全を守れるという一番ぎりぎりの線の仕事です。ただ、食中毒を調査するにしても、検査をするにしても、東京都と特別区が上下関係にあるかということと全然そうではありません。特別区は特別区、東京都は東京都、それぞれが権限を持っていて独立した自治体として権限を行使しておりますから、例えば東京都が特別区に対してチェックするという形は非常にとりづらいのです。特別区の事業が適正に行われているかどうかをチェックするのは、国の立場になります。国から特別区に対して直接のチェックが働く。少なくとも食中毒の場合はそういう形になると思います。

色々な機能がうまく働くかどうか、チェックが何もされなくていいのかということではなくて、食品安全条例に基づくことにより、東京都も特別区も、あるいは市もある一定の線でやりましょうという部分がポイントなのだと思います。そして、例えば食中毒調査というのは、以前から、東京都、あるいは特別区も入ってシミュレーションを行い、きちんと組織が機能するかどうか、何回も検証してきたと思います。そういうことを今後もきちんとやっていく、あるいは今までとは違った形のテーマを出して、それをシミュレーションしていくことがあっていいのかなと思います。

書き方がどういう形になるか分かりませんが、そういうものが具体的にあることで、チェックとまではいきませんが、お互いに今のシステムがきちんと機能するかどうかの検証はできるのではないかなと思います。そういう協力関係の中でやっていくという形でもいいのではないかなと思います。

【丸山部会長】 分かりました。奥村委員、どうぞ。

【奥村委員】 事業者の立場ということではないですが、食中毒については、事業者自らきちんとリスクを知って対応するということが当然必要なことだと思います。ただ、起きた時に早急に結論を出すということではなくて、当然消費者も行政も事業者も事実をきちんと確認して、その中で正しい判断をしていくべきだと思っています。

また、先ほどもお話がありましたが、仕組みがあっても、対応する人の感性については、安全に関する場合には憶病なぐらいになってきちんと対応することが必要なこ

とだと思えます。例えば、腸管出血性大腸菌0157の問題にしても、お客に焼いてもらう形で出していたようですが、行政も、事業者も、リスクを考えて、きちんと焼いてから出すということを事前に指導していれば起きなかったのかなと思えます。その点に気付いて対応しているところは、きちんと焼いて出していると思うのです。大丈夫だろうと思って焼かずに出していることについて、指導をきちんと実施しましょうということだと思えます。起こったことに対する対応と同時に、起こらないようにどうするかという対策を実施していく。カンピロバクターやサルモネラは、生肉を調べれば幾つかから必ず検出されます。出たからそれは食べられない、といのではなく、そういうことがあるのできちんと火を通してください、ということを中心に伝えず方が対策としてはいいのではないかと思います。それを憶病になり過ぎて、売のをやめましょうというのは大変なことだと思えます。特に食事への対応ということであれば、こうした対応をすることが一つのチェック機能という意味合いにならないでしょうか。

【奥澤食品医薬品安全担当部長】 今、話題になっている食中毒、あるいは有症苦情を含めての関連は、どこか一つの施策に書き込むという性格のものではなくて、総体として色々な箇所に関連しています。前回御指摘のあった個別具体の事例に対しては、そのどこにどういう問題があったのか、それぞれ検証して、反省すべきものがあれば、それを以降の対応に反映させるという個別対応をとっていかなければならないと思えます。まず未然防止という点から考えると、今、奥村委員が言われたように、23ページの22番、「地域監視」の中で、こういう食中毒事件の発生防止という観点から、日ごろの地域監視という形での指導が前提にあります。その上で、具体的に食中毒などを探知する発端は多岐多様な形で入ってまいりますので、先ほどの26ページの40番にあります、意見、あるいは苦情といった通報を最初にどうとらえて的確に対応するか、という部分だと思えます。

実際には、特に健康被害などにつきましては、保健所が開設していない夜間、あるいは土日についても、東京都では、特別区、八王子市も含めて、24時間受け付ける体制を組んでおります。また、健康被害の緊急対応をしなければならない事例があれば、休み中でも直ちにそれぞれの保健所の管理職に連絡をしてすぐに初動を起こすという体制を組んでおります。

また、それを支えるものとして、やはり先ほども話題に出ていましたが、そこに従事する職員がセンスを持ってきちんと動けないといけないということで、27ページの44番に「人材育成」という視点で、シミュレーション研修なども含めまして位置付けております。

現実に、先ほど広域的に散発して発生するディフューズアウトブレイクの話も出ていましたが、八王子市や特別区との都内連携として、28ページの47番の行政間の連携、それから自治体を越えた連携ということで、46番に他自治体との連携、それから中国産冷凍餃子事件のような重大な危機管理ということであれば、24ページにあります25番の健康危機管理体制という形でそれを裏づける体制がございます。システムができてきているのはよく分かっているということですが、そういった諸々の中に少しずつ書き込まれている内容を進めていくことによって、トータルとして対応していくものなの

かなと考えております。

【山下健康安全部副参事(食品危機管理担当)】 食品危機管理担当をしております  
山下でございます。

皆様に言い尽くされていることかと思うのですが、先般、食中毒に関連しての連携が悪いというような御意見がありました。保健所が具体的な対応をあまりしなかったというような事例であったかと思えます。今、奥澤部長から説明がありましたとおり、色々な柱立てにより健康危機の回避、未然防止、拡大防止をしようという策はとられているのですが、何よりもその間を埋めるのが担当者の感性になります。その感性づくりをどうするかということも、また係わる者の感性の話になってくるのかと思うのですが、今現在、人材育成として、図上訓練ではあります、新任職員に対する食中毒の危機管理対応を行ったり、あるいは、首都圏の食中毒担当の課長会を都の主催で行っており、色々な事例を検討するというを実施してございます。

また、個々の事例につきましては人間の判断でございますので、どうしてもこれはおかしいという事例が出てくることもございます。その場合には、都と特別区とは同等の立場ではありますが、科学的な行政を推し進める上で意見を出し合うなどして、都民の健康を守るための対応をしているのが現状でございます。

【丸山部会長】 色々な御意見が出て広がりを見せてしまったのですが、食中毒対応について、現状の案でうまく対応できるのかどうかという矢野委員からの御意見が最初だったと思えます。今、事務局から様々なお答えをいただいたように、都の施策は、1つではないけれども49の施策中に仕組みとしては入っている。ただ、消費者がどういうふうにとめるといって考えると、消費者にしてみたら1つのところから入るわけですから、すべての対応が入っているとしてもこういう施策がどのようになっているのかというのがダイレクトには分かりにくいのだらうと思えます。食中毒対応についてはかなり色々な事例が積み重なってできていると思うのですが、先ほど林委員から御意見がありましたように、苦情処理のところについては、もう少し具体的に説明があった方がいいのかなと思えます。

したがって、先ほど申し上げたように、40番を少し具体的かつ今御意見をいただいたような内容を盛り込んで修正していただければどうかと思うのですが、よろしいでしょうか。

【林委員】 話題は食中毒に限定されていますが、類似のことは、例えば表示の問題だとか、食べたら変な味がしたといったことなどでもあると思えます。食の安全に関する全般的な苦情に対応するものがあるといいと思えます。

【丸山部会長】 したがって、この40番の相談のところを考えていただけるといいと思うのです。矢野委員、そういうことでよろしゅうございましょうか。

【矢野委員】 はい。

【廉林食品監視課長】 苦情・相談があれば、必要な調査を行い、適切に対応する。先ほどから色々な委員からお話が出ていますが、これは本当の基本のところなので、このスタンス以上になかなか書きにくい部分ではあります、御意見について工夫してもう少し書き込みたいと思えます。

また、こういった個別の分野では対応されないという場合には、別途行政に対する

苦情として入ります。どこそこのこういう対応が非常に悪かったというような苦情も実はたくさんございます。受け付けるところは全庁的にございますので、場合により、そういう窓口もあるということも御理解いただきたいと思います。

40番のところについては、宿題にさせていただきます。

【丸山部会長】 他のところではいかがでございましょうか。

【林委員】 部会の最初の方に申し上げたような気がするのですが、幾つか多少補強していただきたい点があります。

1点目は、9ページ、GAPや生産情報提供食品事業者登録制度に関連することです。前に申し上げたように、東京は、例えば野菜の自給率は6%で他県産が圧倒的に多い。ですから、東京の農家がGAPの普及に努めても、他県で取組を進めないと我々の安全は確保できないということになると思います。他県の実産物等との連携についてももう少し強調していただければと思います。例えば、生産情報提供食品事業者登録制度あるいは食品衛生自主管理認証制度に類似する事業は、他の県でもやっているところがあるのではないかと思います。そうした制度との相互乗入れなどがニュアンスとして出るような表現ができるのではないかと思います。

もう一点は、次ページの食品衛生自主管理認証制度です。いい制度だと思っているのですが、なかなか普及しないという状況です。最後にある、「今後の5年間に於いて本格的に普及させる必要があるものとする」という部分がポイントだと思うのですが、普及させるための条件整備をしないとやはり普及しないと思います。それは具体的に何かというのは難しいのですが、事業者のニーズに応えるものならば、もっと普及していいはずだと思います。一定の条件整備の工夫を入れるような表現にならないだろうかというのがもう1点です。

3点目は、リスクコミュニケーションについてです。条例ができ、現在の計画が策定されてから5年の間に様々なリスクコミュニケーションの経験を積んできたと思います。国においても都においてもそうだと思うのですが、その体験の中からよかった事例や、こういう方法で行うといい、といったことを整理することが必要なのかと思います。そうしたことを「具体的な事項」などで書き込めないでしょうか。

最後に、用語解説に「腸管出血性大腸菌O157」はありますでしょうか。入っていないければ入れた方がよいのではないのでしょうか。

【丸山部会長】 ありがとうございます。

4つ御意見をいただきました。最初に、9ページのGAPについて、他県との関連というのは前にも話題が出ていたと思うのですが、柴田さん、いかがでしょうか。

【柴田産業労働局食料安全室長】 生産情報提供食品事業者登録制度については、他県との協力を今進めているところです。静岡県や、先日は同じような制度がある千葉県に行きまして、東京都の制度と乗入れをしてさらに広げられないかという話をしてきました。ただ、県と都で協議をしても、最終的に農家に制度を理解していただき、この制度に乗ってもらえるかどうかという部分は、県の役割になります。

現状では、例えば業者数について、東京都では253事業者が制度に登録されていますが、関東では916事業者、その他の県では2,973事業者と、他県の業者の登録数の方がずっと多い状況です。そうしたこともあり、この制度をさらに他県に広げていくた

いとは考えております。先ほど委員からも御指摘がありましたように、東京都は野菜などであれば6%しか自給率がありません。やはり他県から入ってくるものの安心をいかに確保するかという点は重要な点ですので、文言を工夫したいと思います。

【丸山部会長】 今の問題について、他県との連携ということを経済委員は特におっしゃったわけですが、事務局でそういう内容を「戦略的プラン1」に書き込むことはできますでしょうか。

【廉林食品監視課長】 産業労働局と調整させていただきます。

【丸山部会長】 「積極的に他県との連携に取り組む」とか、「そういう方向性を考える」とか、そういう表現があればいいのではないかとということでございます。

【佐藤食品安全担当係長】 既に10ページの「具体的な事項」で、「生産情報提供食品事業者登録制度の推進(他県等の制度との連携構築など)」とは入れているのですが、これ以上の書き方が必要ということでしょうか。

【林委員】 登録制度だけではなくてGAPもそうですよね。

【佐藤食品安全担当係長】 GAPに関してもということですね。分かりました。

【林委員】 GAPも含めてということですよ。

【廉林食品監視課長】 どういう書きぶりにするかは、調整して検討いたします。

【丸山部会長】 「東京都GAPの推進」にも連携について入れるということですね。

2番目の質問は、認証制度の条件整備を考えた方がいいのではないかとことごとくした。この制度がなかなか進まないという状況は、対象業種を増やすことでだんだん広げることができると思うのですが、条件整備について書き込むことができるかどうかという御意見でした。いかがでしょうか。

【廉林食品監視課長】 認証制度については、戦略的プラン2の下3行で具体的に書いております。「具体的に促進させるための先駆的取組とも言え」と、「本格的に普及させる」ということで、今年度についても具体的な施策で対応しております。改めてここに書くよりも、それぞれの施策として対応しておりますので、本格的に普及させるという考え方でおさめていただいた方が答申(案)としてはいいかと思っております。

【廣瀬委員】 認証制度の話は、第2回検討部会でかなり議論があったと思います。その際に大体皆様のコンセンサスがとれたのではないかとと思うのですが、基本的には、確かに発足してから相当年数が経っている。ただ、認証制度が目指す、こういう仕組みだったらうまくいくのではないかとというような条件整備ができたのが、現在の計画である。ここで条件整備ができたということから、その先どう動いていくかはもう少し様子を見るということがあっていいのではないかと。そういうふうには私は受け止めました。ですから、その先の支援策として色々なことが考えられるかもしれませんが、今の段階で具体的な支援策は確かに書きにくいでしょうし、この「本格的な普及」という部分には、条件整備完了後にもこの制度がうまく進まなかった場合というのを含めた記述だと受け止めればいいのかと思っております。

【丸山部会長】 先ほど私からも申し上げましたが、今年度のうちに対象業種を広げていこうという方針があるわけですよ。ですから、今、廣瀬委員がおっしゃったように、その動きを見ながら普及策に取り組みつつも、思ったように進まない時に改めて検討し、根本的に考えていくということでもいいかと思っておりますが、いかがでしょうか。

【廣瀬委員】 業種拡大もさることながら、認証の仕組みとして、基本的には、製造者をターゲットにするのが一番効果的なのだと思います。認証取得シールの貼付、あるいは東京都外に施設を持つ事業者の認証取得などの効果を考えると、そこが一番バネになる部分だと思います。今回初めてその点が入り入れられたことによってどう変わっていくのか。そこは様子を見ておく必要があるのではないかと思います。

【丸山部会長】 HACCPの認証というような点から意見を言わせていただくと、今、廣瀬委員がおっしゃった点も全くそうなのですが、もう一点、消費者がこれを理解しないと制度は進みません。事業者がいくら認証を取得したと言っても、それを見る、あるいは利用する消費者が同時にその考え方についていけないとだめなのです。制度を普及させていくと同時に、消費者側の啓蒙が非常に大事だろうと思います。そのあたりは、東京都でも、消費者への普及に力を入れていると思いますが、積極的な努力をしていただきたいと思います。

次に、林委員から出された3番目の意見、リスクコミュニケーションのよい事例などを出してもっと効果的に進めていく、という内容をどこかに盛り込めないかという御意見についてはどうでしょうか。

【廉林食品監視課長】 プラン9についても、答申(案)は考え方ですので、リスクコミュニケーションを充実することが重要である、という記載であれば同じ考えなのだと思います。具体的な事項としては、現段階では都民フォーラムを記載しておりますが、最近新しい試みもしております。その辺りは、具体的な施策に入れるということで御理解いただければと思います。

【新井健康安全部副参事(食品医薬品情報担当)】 都民フォーラムなどの事業については、報告をインターネット等に掲載しております。取組全体の整理までには至っておりませんが、例えば、今の話にありました食の安全調査隊というのは、小規模グループで行う意見交換を主とした活動です。この活動は3年計画で実行しており、各回ごとにも評価を行っておりますが、年度末に3年分を取りまとめたいと考えております。現時点ではそこまで進んでいないのが現状です。

この答申(案)の内容としましては、今、廉林課長が申しましたように、今の記載内容が考え方を含んでいるということでございます。

【丸山部会長】 もう一点は、用語解説に腸管出血性大腸菌0157を入れた方がいいのではないかとということでした。カンピロバクターとノロウイルスが入っているので、0157があってもいいのではないですか。

【佐藤食品安全担当係長】 本文に入っていないため、現在は載せておりません。

【丸山部会長】 タイトルは「0157」として、解説に正式な名称はこうだ、という書き方にすると一番分かりやすいと思います。

【奥澤食品医薬品安全担当部長】 用語解説は、本文で使った用語の解説としていきますので、本文のどこにも入れないと位置づけが難しいところです。

【丸山部会長】 0157は、本文のどこにも出てこないのですか。

【奥澤食品医薬品安全担当部長】 カンピロバクターなどと並列できればいいのですが。

【佐藤食品安全担当係長】 カンピロバクターは、課題の「自主的衛生管理の一層

の推進」の例示として挙げています。

【奥澤食品医薬品安全担当部長】 ここには並べるのは難しいかもしれません。

【佐藤食品安全担当係長】 そうですね。

【丸山部会長】 色々なものも入れないといけなくなりますが、用語解説なのでから0157があってもいいのではないのでしょうか。

【廉林食品監視課長】 例えば、28ページの49番、国や関係機関との連携というのがありますが、先ほど御紹介しましたように全国あちこちで食中毒が起こった事例があります。その辺りに書き込むのはいかがでしょうか。

【佐藤食品安全担当係長】 12番の食中毒調査で、健康保菌者調査のような形で入れられると思います。

【丸山部会長】 本文に無理に入れなくてもいいのではないのでしょうか。

【佐藤食品安全担当係長】 用語解説だけに入れるということですね。その方が自然ではありますね。

【廣瀬委員】 4ページの2番「事業者における自主的衛生管理の一層の推進」に、ノロウイルスとカンピロバクターが今の食中毒発生状況では半数以上を占める、ということが記載されており、そこから用語解説のノロウイルスとカンピロバクターが出てきます。では、0157の問題はどうなのだと考えると、確かに食中毒としての件数はものすごく少ないです。ただ、今回の事例のように、衛生管理以前の意識の問題だと思えますが、問題が時々出てきます。しかも、カンピロバクターと0157の食中毒は問題点がかなり近く、どちらも食肉を生食が原因として多いという点があります。そういう意味では、かなり重篤化することもありますから、もう一つここに0157を例示として加えてもいいのではないのでしょうか。

【奥澤食品医薬品安全担当部長】 例えば、最初の1行目は件数のことを言っているので共通性はないのですが、その次の「双方ともに少ない菌量で」ということでいけば、0157も同じようなジャンルに入ります。この辺りに絡めて入れれば、自然に用語解説に加えられるかと思えます。

【丸山部会長】 そうですね。間違いないと思います。

【廉林食品監視課長】 では、4ページに今のような形で入れます。

【林委員】 リスクコミュニケーションの件ですが、必ずしも書かなくてもいいのですが、効果的なリスクコミュニケーションの場を作るために、これまでやった取組の検証をし、その中から成功事例を出してくるという作業を是非していただきたいと思えます。以前、食品安全情報評価委員会でもリスクコミュニケーションについて具体的に検討をしていたように思えます。常にある時点で振り返るということは必要だと思えます。是非そういうことに取り組んでいただきたいと思えます。

【新井健康安全部副参事（食品医薬品情報担当）】 食品安全情報評価委員会では、平成16年に食品安全に関するリスクコミュニケーションの事例検討について報告をいただいております。また、審議会でも、平成17年にリスクコミュニケーションの充実に向けた考え方について審議していただいております。一つの視点、一つの事業ではリスクコミュニケーションは成り立ちませんので、委員がおっしゃったように、実施した事業についてはそれぞれよく検証しながら作業を進めたいと思えます。

【丸山部会長】 今日はお休みですが、関澤委員がおられると具体的な御提案があったのかと思います。事務局には御意見として承っていただきたいと思います。他の分野でいかがでございましょうか。

【小島委員】 今ごろ言うのも心苦しいのですが、4ページに自主回収報告制度の話があります。個人的に回収制度と廃棄の問題を取材していますが、例えばJAS法違反だというだけで廃棄されている食品の量はものすごく多いです。ちょっとした異物や、表示が少し違っただけでも自主回収をして捨てています。健康への影響がないと明確に分かっている場合には、焼却ではなくてもっと生かせる方法を考えてもいいのではないかと取材の時に思いました。他の委員の方がどういうふうにお考えか分からないのですが、この中で、明らかに健康への影響がない場合には、有効利用できるような方法を考えるというような内容を入れたらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

【奥澤食品医薬品安全担当部長】 ここで述べています自主回収報告制度というのは、都独自に条例で定めている制度なのですが、対象は、健康被害の予防の観点から回収するものだけに限定しています。今の例のようなJAS法の表示違反で回収するものなどについては対象としておらず、安全という部分で切り分けて運用しております。今の御指摘は、別の視点として非常に貴重な御意見なのですが、この制度はそういう考えのもとに運用しております。

【丸山部会長】 この審議会とは少し違いますが、別な視点として、都の取組、あるいは施策のなかに小島委員がおっしゃった御意見に関するものはあるのですか。

【奥澤食品医薬品安全担当部長】 JAS法の場合は、販売禁止や回収命令などをかけて行っているものではないのです。

【原口業務係長】 事業者が自主申告する制度が国にあります。

【奥澤食品医薬品安全担当部長】 物に対する措置については方針は出ていないですね。

【丸山部会長】 逆に、小島委員、回収の取り決めのようなものを行政として行っている事例はあるのですか。

【小島委員】 行政としてはありません。ないので、東京都で何か考えたらどうかということなのです。ただ、同じ自主回収でも、リスクレベルを書いて公表している場合はあります。例えば、これは健康への影響がないレベルです、と書いてある自治体もあります。それでも、取材すると、全部焼却しているのです。行政がそこまで言っているのに何故焼却するのかと思います。フードバンクなど、有効利用をしている民間の団体がありますよね。民間企業は、一企業では難しいでしょうから、行政がそうしたところと連携すればおそらく納得すると思うのです。この場合は明らかに健康への影響はないのだと言え、もっと捨てなくても済むと思うので、都がやるといいなということなのです。

【奥村委員】 事業者側としては、一旦回収したものは、原則的に消費者に説明がつかなければ今のところ出すことはできません。当然のことながら、廃棄以外にはありません。これは多分どこの事業者でも同じだと思います。答申(案)の中にも書いてある「許容できる範囲まで」ということをきちんと消費者が理解していることが重

要だと思います。当然法律違反をしたことについては処罰を受けますし、すぐに対応もするわけですが、商品については安全です、と行政が言ってくれるのであれば、販売を継続する、もしくは買ったものは安全だということで消費者にそのまま使っていただくなど、遠慮なしにそういう対応をしたいとは思っています。今言われた、ものすごい量のロスについては減らしたいという思いがあります。ただ、いかんせんそれは回数を重ねないとなかなか難しい点です。残留農薬についても、ポジティブリスト制度が施行された当初は、我々もとても神経質になりましたが、段々落ち着いてきて、消費者も我々も同じような目線に立てるようになったのかなと思います。

色々なことが起きるたびに、お互いが冷静に判断をして、きちんと情報を開示していくことが進めば、今言ったようなことは少なくなるかと思っています。回収したものについては、消費者に説明ができない限りは店頭に出すことはできないということです。

【丸山部会長】 林委員、生協では、事故品でない回収あるいは廃棄についての取組というのはどうなのですか。

【林委員】 例えば、家畜の飼料や堆肥にするという利用は行っていると思います。ただ、フードバンクに流すのはどうなのでしょう。多少倫理性に疑問を感じる部分があります。これからフードバンクなどとの連携をしていこうと考えていますが、それは賞味期限が切れる少し前のものなどを対象としています。

【小島委員】 例えば、先日、産地を誤って回収されたものがありましたが、ギフトセットとして他の商品とセットになったものもあり、それも含めて全部回収されてすべて焼却されるわけです。明らかに誰が見ても問題ないのだけれど、一企業としては焼却しかないという、そういうものを救う方法があるのではないかということなのです。

【丸山部会長】 この審議会、特にこの検討部会は、食品安全ということなので難しいですが、こうした御意見が出たということで、事務局では関連したところへ積極的にこういう問題を取り上げて検討していただきたいと思っています。小島委員、そういうことでよろしゅうございましょうか。

【小島委員】 はい。

【丸山部会長】 他に何かございましょうか。

それでは、先ほど40番に少し修正、追加のところがございましたが、文言につきましては、事務局と、あるいは座長の私に任せていただくということで御了解いただけますでしょうか。そして、次の審議会に最終答申案という形で上げたいと思います。事務局に確認したいのですが、ここで御意見が今すぐ出なくても何日以内という期限を決めて御意見をお寄せいただくこともできるでしょうか。

【廉林食品監視課長】 はい。できます。

【丸山部会長】 では、そのあたりのことも含めて、今後のスケジュールについて、事務局から御説明ください。

【佐藤食品安全担当係長】 たくさんの御意見ありがとうございました。今回いただいた御意見に関しましては、今この場でなくても、10月13日(火曜日)までに事務局にいただければ反映させていただきます。

今いただいた御意見を確認させていただきます。修正が必要なところとしましては、

まず4ページの2に腸管出血性大腸菌0157を加えるということ。

2点目に、10ページの「戦略的プラン1」で、GAPの推進に関して他県との連携構築についての記載の追加が必要ではないかという御意見がありました。

また、26ページの基本施策40番の概要の書き方について、もう少し分かりやすく言葉を追加した方がいいという御意見がありました。

主に以上3点につきまして事務局でお預かりして、部会長の丸山先生と御相談いたしまして再度皆様にお諮りしたいと思います。

その案を答申案として、11月17日に予定しております食品安全審議会におきまして審議いただきたいと考えております。以上でございます。

【丸山部会長】 よろしゅうございましょうか。御意見がありましたら、13日までに事務局にお寄せいただきたいと思ひます。

それでは、以上、本日予定されていた議事は全て終了いたしました。

委員の皆様には、大変幅広い角度から、この部会の範囲を超えたところまでの御意見もいただき、ありがとうございました。

これで進行を事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

【廉林食品監視課長】 丸山部会長、ありがとうございました。委員の皆様、色々御意見をいただき、本当にありがとうございました。検討部会はこれで最後でございますので、鈴木健康安全部長より御挨拶申し上げます。

【鈴木健康安全部長】 大変熱心な御審議をいただきまして、ありがとうございました。5回にわたりまして、食品安全推進計画改定についての御検討をいただきました。本日までに色々御指摘いただいた点を宿題として受け止めまして、工夫、整理させていただきたいと思ひます。食品安全推進計画という、行政として何を取り組んでいくのかを発信することがメインになっております関係上、最初に議論のありました、行政が苦情や御意見をどう受けとめていくのかという点については、廉林課長が申し上げましたように基本中の基本でありまして、改めて計画に書くまでもないという意識がどうしても我々にはございます。そうした点やその他本日いただきました御意見は、計画内に書くということではなくても我々の食品安全の取組に反映すべき点について生かしていきたいと考えております。

これまで大変熱心な御議論をありがとうございました。今後とも引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

【廉林食品監視課長】 それでは、これで閉会とさせていただきます。お忙しい中、ありがとうございました。

午前11時20分閉会